

第 9 回 定 例 教 育 委 員 会 会 議 録

1. 招集日時 令和3年9月14日(火)午後4時30分
2. 招集場所 七飯町文化センター201会議室
3. 出席者 委 員 山 川 俊 郎
委 員 加 屋 本 旬
委 員 菅 沼 由 美
委 員 信 夫 恵美子
4. 事務局 教 育 長 與 田 敏 樹
教 育 次 長 兼 扇 田 誠
学 校 給 食 セ ン タ ー 長 倍 楼 司
学 校 教 育 課 長 竹 内 圭 介
生 涯 教 育 課 長 川 崎 元
ス ポ ー ツ 振 興 課 長 三 浦 啓 輔
学 校 教 育 課 庶 務 係 長
5. 教育長の報告 報告第1号 教育行政動向報告(8月3日~9月14日分)について
報告第2号 七飯教育委員会委員の任命について
報告第3号 令和3年度教育に関する事務の管理及び執行状況点検及び
評価に関する報告書について
6. 附議事件 議案第28号 令和3年度教育費補正予算に係る専決処理について
議案第29号 七飯町立学校職員服務規程の一部改正について
7. その他
8. 傍聴人等 なし
9. 閉 会 午後5時10分
10. 会議の概要 会議の概要は別紙のとおりである。
11. 署 名 教育長 與田 敏樹

委 員 加 屋 本 旬

調整者 三浦 啓輔

別紙

與田教育長

: 令和3年第9回定例七飯町教育委員会議を開催をしております。

本日の会議録署名委員につきましては加屋本先生にお願いをいたします。よろしく申し上げます。では、まず教育長の報告、報告第1号、教育行政動向報告(8月3日から9月14日分)について、本日、配付をした資料に基づいて報告をさせていただきます。

8月3日、定例教育委員会議を開催をしていただきました。教育の行政動向報告並びに教育委員会議録の公表について、報告をしております。それから5日、七飯中学校卓球部男子チームが町長を表敬訪問をしております。全国大会に出場するにあたっての挨拶に来ております。それから8月11日から13日、町立学校を一斉に閉庁としております。それから、8月18日、定例校長会を開催をして、五つの事項について情報提供をしております。19日、定例教頭主幹教諭会議を開催をして、同様に情報提供をしております。それから、24日、緊急事態宣言措置区域に北海道が追加されるという情報を受けて、今後の新型コロナウイルス感染症対策について、臨時校長会の開催をして協議をしております。それから同日、後ほど報告しますが、令和3年度第1回点検評価有識者会議の開催をしております。それから、8月同日次のページになります。全道市町村教育委員会教育長会議がZoomで開催をしております。コロナ対策の関係でございました。それから27日、改めてこの全道市町村教育委員会教育長会議の結果を受けて、臨時校長会の開催をして、新型コロナウイルス感染症対策について協議をしております。それから、8月27日から9月12日、緊急事態措置に伴って、教育委員会所管施設について営業時間を20時まで、1時間短縮したということがございます。なお、歴史館については本州からの来場者が多いということで休館にしております。それから、8月28日、辻沙絵さんが東京パラリンピックに代表になって、400メートルと200メートルに出場して、400メートル決勝ではメダルに届きませんでしたけれども、見事5位に入賞したということがございます。あと29日、日曜日、北海道・札幌市公立学校教員採用候補者選考検査が函館中部高校で行われました。私が面接員として参加をしております。それから、9月7日から七飯町議会定例会が24日までの日程で現在、開催されております。続いて9月10日、令和3年度第2回点検評価有識者会議が開催をされております。それから、14日、定例校長会議、本日ですけれども開催をしております。

以上が8月3日から当日までの教育行政動向報告でございます。御意見等があれば伺いたいと思いますが、何かあるでしょうか。

緊急事態宣言の対象の区域の追加になりましたけれども、基本的には学校の取組は今までと変わりありません。改めて新型コロナウイルス感染症対策をしっかりとやるということで周知をしたということがございます。

では、よろしいですか。動向報告については。

全員

: はい。

與田教育長

: ありがとうございます。では、報告第1号、教育行政動向報告については報告済とさせていただきます。

続きまして、報告第2号、七飯町教育委員会委員の任命について、お手元の資料に基づいて報告申し上げます。報告第2号、2ページをお開きください。七飯町教育委員会委員の任命について、七飯町教育委員会委員、信夫恵美子氏が令和3年9月30日任期満了となることから、引き続き同氏を教育委員会委員として任命することについて、議会の同意を得ましたので報告い

たします。住所、生年月日については記載のとおりでございます。なお、任期につきましては、令和3年10月1日から令和7年9月30日までの4年間となります。どうぞよろしく願いをいたします。これは質問、御意見等なしということで、報告済とさせていただきます。

では、続きまして、報告第3号、令和3年度教育に関する事務の管理及び執行状況点検及び評価に関する報告書について、事務局よりお願いいたします。

教育次長

: それでは、報告第3号の教育委員会の点検・評価に関する報告書について報告いたします。今回、報告いたします令和3年度の点検・評価につきましては、昨年度の令和2年度を対象期間として作成しており、今年1月に行われた第1回教育委員会議でも同じこの点検・評価案件を報告いたしました。あれは令和元年度分についてですから、今回は令和2年度ということを出してございます。それでは、別冊の報告書をご覧ください。

まず1枚目をめくっていただきまして、目次をご覧ください。この報告書大きく分けますと記載のとおり、6項目からの編成となっております。次のページをお開き願います。1ページは点検・評価の概要を記載していただきまして、評価する事業や対象期間、点検・評価の方法などを記載しております。

次のページの2ページから5ページは、教育委員会の運営状況として、教育委員会の構成や教育委員会議の開催状況、また承認された議案、報告事項を記載しております。

6ページをお開き願います。6ページは教育委員会議以外の教育委員の活動状況を記載していただきまして、7ページにつきましては、過去5年間の教育委員会の教育費の予算と決算状況です。

8ページにつきましては、教育委員会の構成図を記載してございます。また9ページは点検・評価の対象となった、令和2年度教育行政方針の各施策の評価結果を集約した一覧表で、次の10ページから43ページにつきましては、教育委員会、私らが自らが点検・評価した具体的施策の取組状況、成果、課題、評価結果を記載してございます。それと、次の44ページになります。44ページから最後の47ページにつきましては、我々が点検・評価した内容について、それを有識者2名からの御意見を記載してございます。なお、有識者会議は44ページに記載のとおり、鈴木清二氏と服部満氏に委嘱して、2回に渡り会議を開催して御意見を頂戴しております。なお、この点検・評価報告書は、この教育委員会議で報告した後、10月中に七飯町議会に報告して、町のホームページに掲載し、公開をしていく予定でございます。表紙の下の方、令和3年、空白何月となっておりますけれども、これは10月を予定をしているという段階でございますので、了承を得たいと思います。報告は簡単ですが、以上でございます。

與田教育長

: 報告第3号、令和3年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書につきましては、報告済とさせていただきます。では、附議事件に入らせていただきます。

4番、附議事件、議案第28号、令和3年度教育費補正予算に係る専決処理について学校教育課長よりお願いします。

学校教育課長

: 4ページになります。令和3年度教育費補正予算に係る専決処理についてでございます。令和3年度教育費補正予算、次のとおり町長に提出することについて、教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則第2条第2項の規定に基づき専決処理をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めますのでございます。なお、本件、補正予算につ

いては現在開催中の第3回定例会において可決をいただいているところでございます。

それでは、5ページのA3資料をご覧くださいと思います。10款教育費1項2目事務局費は、事務局費、学校庶務として新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、香川県三木町小学生との総合交流事業が中止となっている状況で、新たな交流事業として、それぞれの地元食材を使用した給食交流事業を実施するため、その事業補助金に68万円を追加するものでございます。ここで参考資料を別に用意してございます。A4の資料、令和3年度七飯町小学生国内交流事業実施概要、こちらをご覧くださいと思います。今、香川県三木町と交流を行っておりますが、このコロナ禍において、行ったり来たり交流ができないということから、オンラインを活用した交流を今年してみたいというものでございます。交流の概要としましては二つありますけれども、①交流学习ということで期間が令和3年10月から来年2月までの間で、GIGA端末を活用し、七飯町と三木町の児童が地理、歴史、気候、環境等の総理解を図り、オンラインによる交流事業を行うという予定でございます。なお、交流事業の予定としては、それぞれ小学校になりますけれども、三木町の小学校4校、七飯町の小学校5校で交流をしたいということでございます。ここに1から5までということで、三木町の学校を書いてございます。これは、もう既に三木町のほうで学校ごとに、こういう交流をしたいということで希望を出していただいたということでございます。今後、七飯町の小学校をマッチングをして、それぞれの学校でいい交流を図るという、そういうことで進めてまいりたいということでございます。

②給食交流でございます。68万円の予算は、こちらの予算になります。11月の1か月の間に七飯町と三木町、それぞれの栄養教諭が策定した献立を相互の地元食材を使って調理した料理や果物を七飯町と三木町の児童・生徒が同じ給食として食べる給食交流を行うということで、実施日については「七飯町の給食の日」、「三木町の給食の日」をそれぞれ設け、同じ日に同じ物を食べるという交流をしたいと思っております。なお、ICTを活用し、オンラインで相互の栄養教諭が献立を説明するとともに、児童同士の交流を図るというものでございます。献立については予定ですけれども、記載のものを検討しているということでございます。今回、68万円予算計上したのは、七飯町の産品を七飯町が購入をして三木町へ届けて、三木町は三木町の予算を使って七飯町のための産品を届けてもらう、そういう交流の仕方になっております。

次のページについては、交流準備としてこの事業の実行委員会があるのですけれども、これは今までも組織していた実行委員会でやっていくということと、大まかな日程を記載してございます。

次のページにあるのは、先程少し説明申し上げましたけれども、三木町の小学校で既に、いつどういう事業をやりたいかというものを、希望を出してございますので、これについて七飯町の小学校をマッチングして、そこと協議をしてよりよいものにしていくというような事業でございます。

事業の説明については以上でございますが、先ほどのA3の予算書のほうに戻っていただきまして、次に事務局費、臨時交付金事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、予定していた町立学校の修学旅行が中止または延期となった場合に発生する旅行代金のキャンセル料について、保護者等の経済的な負担を軽減するため、中止または延期となった場合のキャンセル料として167万7,000円を追加するものでございます。

次のスクールバス運行費、臨時交付金事業は新型コロナウイルス感染症対策として、実施中のスクールバスの増車運行について、現在9月末までの実施期間となっており、12月末までに延長するもので341万4,000円を追加するものでございます。

次の学校教育公用車管理費については、自動車消耗品費として学校教育課が管理する公用車の冬タイヤの購入に5万8,000円を追加するものでございます。

続いて2項1目、学校管理費は校舎等営繕費（小学校）として、今後の修繕に対応するため66万1,000円を追加。委託料は各小学校の敷地内除雪委託料として141万2,000円を追加。

次に校舎等営繕費（臨時交付金事業）は、七重小学校のトイレの一部を和式から洋式に改修する工事を行って、事業完了に伴う執行残19万8,000円の減額。

3項1目、学校管理費は校舎等営繕費（中学校）として、七飯中学校及び大中山中学校の体育館電気器具の修繕のほか、今後、見込まれる分として、62万2,000円を追加。委託料は各中学校の敷地内除雪委託料として72万8,000円を追加するものでございます。学校教育課所管分は以上でございます。

生涯教育課長

：それでは次に、生涯教育課所管分について説明申し上げます。4項1目、社会教育総務費は生涯学習事業費として、報償費は来年1月実施予定の成人式開催に伴う記念品代24万2,000円を追加。需用費は同じく成人式の消耗品10万1,000円、印刷製本費に12万5,000円を追加し、事業合計で46万8,000円を追加。

次に2目、文化振興費は図書室管理費として、図書室のストーブの分解手数料として2万9,000円を追加。

次のページになります。公民館管理費は各公民館のストーブ分解手数料に9万2,000円、委託料は各公民館の敷地内除雪委託料として193万1,000円を追加。事業合計で202万3,000円を追加。

次に3目、社会教育施設振興費は文化センター管理費として敷地内の除雪委託料に38万6,000円を追加。大中山コモン管理費は敷地内の同じく除雪委託料として99万9,000円を追加。大沼婦人会館の管理費は、冬期間の除雪等に伴う施設維持管理報償費に17万円を追加。委託料は敷地内の除雪委託料として66万9,000円を追加。事業合計で83万9,000円を追加。

続きまして、社会教育施設管理費は冬期間の除雪に伴う施設維持管理報償費に68万4,000円を追加。委託料は敷地内の除雪委託料として113万円を追加。備品購入費は東大川振興会館の石油暖房費が老朽化に伴い故障したことから、その購入費として9万1,000円を追加し、事業合計で190万5,000円を追加。

次に4目、文化財保護費は歴史館管理費として、敷地内の除雪委託料に7万2,000円を追加。社会教育費、合計で672万1,000円の追加となっております。生涯教育課所管分については以上でございます。

スポーツ振興課長

：続きまして、スポーツ振興課所管分について、御説明申し上げます。5項1目、保健体育総務費はスポーツ合宿事業費としまして、新型コロナウイルス感染症の影響により、プロサッカーチームなど一部の実業団合宿が中止になったことに伴う不要額の減額で、事業用賄費は14万1,000円、自動車借上料は193万6,000円を減額し、事業合計で207万7,000円の減額となります。

続いて体育施設管理費につきましては、施設修繕料として大中山地域体育館及びスポーツセンターの各設備の修繕料に25万3,000円を追加するものでございます。もう一つ、体育施設管理費につきましては、これは臨時交付金事業ということで、この事業関連に伴う執行残、これが27万3,000円、これを減額するものであります。説明については、以上であります。

與田教育長 : 議案第28号、令和3年度教育費補正予算に係る専決処理について、御説明をさせていただきます。質問、御意見等がなければ終わりたいと思っておりますがいかがでしょうか。

山川委員 : はい。何点か意見等があります。まず、5ページ、10款1項2目、事務局費についてです。三木町との子供たちの交流、これはとても良い企画だと思います。学習交流もそうですけれども、給食というのも良いアイデアで、子供たちも喜びながら交流を深められるのではないかなと思っています。次に修学旅行のキャンセル料というのは、保護者の負担を軽減という説明がありましたけれども、軽減ということは幾らかは保護者の負担が発生するということになるのですか。

学校教育課長 : これは6月のときには、大中山中学校と七飯中学校の分を取らせていただきました。その際にも説明していると思うのですが、旅行業法によってキャンセルが前日であれば30パーセントかかるだとか、7日前までは20パーセントだとかキャンセル料がかかるので、キャンセル料がかかってしまったら保護者に負担させるのではなくて、町のほうでそのキャンセル料は全額負担しようというものでございます。その原資についてはコロナ交付金の、国からの交付金を歳入にして事業を行っているということです。

山川委員 : 了解。

與田教育長 : 全額を負担するものです。

山川委員 : あともう一つ。スクールバスを運行していただくわけですが、実は大沼の岳陽学校のスクールバス何台か見ていて、ときどき思うのですけれども、スクールバスにスクールバスのサイン、三角形の表示が申し訳程度にフロントガラスとキャリアの上のほうに小さい表示が貼り付けてあるが、やっぱり子どもたちの乗り降りの車に関しては、例えばアメリカでは、非常に大きな表示を出して乗り降りさせているのですけれども、やっぱりこれは「子どもたちが使用するバス」なのだということを、きちっと周りに知ってもらうために、やっぱりきちっとしたサインを表示をしていただきたいと。法律で定められた範囲のことはやっているのかもしれないのですけれども、実際問題、きちんと周りに分かるようなサインの表示が必要だなと、いつも思っています。

與田教育長 : ありがとうございます。相手がある話なので、業者側と話し合った際には、きちんと業者さんのほうにもお伝えをして対応できるようにどうかしたいと思います。ありがとうございます。

山川委員 : 法令を読んだら、50センチが規格で、一辺が50センチの定義があって、それが見つからないような場合には30センチでもよいという表現になっているのですけれどもね。もっと大きな表示を付けてほしいなと思っています。

與田教育長 : ほかに。あとよろしいですか。

一つだけ、成人式の関係で、11月から、ワクチン証明があると大規模なイベントだとか、あるいは宴会について大人数とかというものが10月に実験的にやって11月から本格的にやられるような話も出てきています。そうなったときに、成人式についても、もしかすればそのワクチン証明を活用できないか。それがあればある程度前回に近いような、前々回に近いような成人式ができる可能性もあるかもしれません。ただ、そこは実行委員会のほ

うとしてどういう判断をするかというのがありますけれども、その辺の情報提供も含めて、新成人が本当にみんなでお祝いできるような環境を作っていくたいなというふうを考えておりますので、今後、どういうふうになるか分かりませんが、状況に変化があればまたお伝えをしたいと思います。以上であります。では議案第28号令和3年度教育費補正予算に係る専決処理については、御承認賜ったものとさせていただきます。ありがとうございます。

続きまして、議案第29号七飯町立学校職員服務規程の一部改正について事務局よりお願いいたします。

学校教育課長

: はい。8ページになります。七飯町立学校職員服務規程の一部改正についてでございます。七飯町立学校職員服務規程の一部改正する訓令を、次のとおり制定することについて議決を求めるものでございます。今回、改正理由としまして、現在、各学校においては校務で使う資料、データの管理のために校務支援システムというものを導入し、児童・生徒の基本情報、出欠管理、成績処理、健康管理等を行ってございますが、教職員の出退勤につきましても、本システムにより管理できることになったことから、現在のタイムカードによる出退勤管理から変更するものでございます。ただし、このシステムを利用して出退勤管理を行う職員は道費職員としまして、町費職員として各学校に配置をしてございます教育支援員については現状のタイムカードでの管理となるものでございます。それでは、9ページの新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。第14条の見出し中「タイムカード」を「出勤及び退勤の記録等」に改め、同条中の「校長の定める出勤時間までに出勤し、登校したときは自らタイムレコーダーにタイムカード（市販のもの）を挿入し、時刻を刻印」を「出勤し、及び退勤するときは、出退勤管理システム（職員の出退勤管理等に関する事務を実施するために設置されている入力装置を電気通信回路で接続した電子情報システムをいう。）または「タイムレコーダーにより自ら打刻に」、「退庁のときもまた同様とする」を「ただし、これにより難い特別な理由があると校長が認める場合は、この限りでない」に改めるものでございます。以上でございます。

與田教育長

: これについては、出退勤のやり方の変更でございます。機械が変わるということでございますので、よろしいですね。

全員

: はい。

與田教育長

: ありがとうございます。では、七飯町立学校職員服務規程の一部改正については、御承認賜ったものとさせていただきます。

以上を持ちまして、令和3年第9回定例七飯町教育委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。